

令和2年2月20日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

財産管理課

監査の結果	<p>契約事務の適正な運用について</p> <p>津市契約規則第10条第1項において、予定価格が5万円以上の場合、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>しかし、津市役所本庁舎湧水ポンプマグネットスイッチ取替修繕については、1人の者からしか見積書を徴取せず随意契約を締結していたため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>施設修繕の契約については、予定価格が5万円以上の場合、複数の者から見積書を徴取することとし、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

(2) 危機管理部

危機管理課

監査の結果	<p>津市緊急告知ラジオの有効活用について</p> <p>津市緊急告知ラジオの貸与状況は、令和元年12月末現在、1,875台に対し、353台の貸与に留まっており、貸与率は18.8パーセントとなっている。</p> <p>対象者へさらなる周知を図るとともに、貸与件数の増加に向けた検討をされたい。</p>
措置の内容	<p>毎年、新たに避難行動要支援者名簿に登載される対象者に対し関係資料を送付する際に、緊急告知ラジオのチラシを同封していたが、令和2年3月2日に送付する際には、チラシと共に緊急告知ラジオ貸与申込書も同封するよう変更を行った。</p> <p>その結果、関係資料送付後の約1か月間で234台を貸与することができ、合計の貸与台数は613台、貸与率32.6パーセントとなった。</p>

(3) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	行政財産貸付収入の調定及び収入について 津市産業・スポーツセンター敷地等の一部貸付の貸付収入4件について、土地建物貸付収入として計上すべきところを、行政財産使用料として調定及び収入されていたことから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	津市産業・スポーツセンター敷地等の一部貸付の貸付収入4件について、調定変更及び収入更正の手続を行った。

(4) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	契約事務の適正な運用について 中央保育園園舎駐車場ブロック塀撤去処分業務委託、太郎生保育園草刈り業務委託等について、調達契約課への執行伺いの合議を行うことなく、任意作成様式の簡易決裁により執行されていた。 また、津市競争入札参加資格者名簿の希望業種に登載されていない業者を選定しているものや、予定価格調書、仕様書が作成されていないものもあったことから、契約事務の適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	令和2年度から実施する業務委託については、全て執行伺いの起案を作成するとともに、必要な関係部署への合議を行い、業務委託の入札等を執行することとした。 また、業者選定においては業務内容を精査し、津市競争入札参加資格者名簿の希望業種に基づき選定を行うとともに、少額の案件についても予定価格調書及び仕様書を作成することとした。

イ こども支援課

監査の結果	契約事務の適正な運用について 津市児童発達支援センター遊戯室（きりん）室外機
-------	---

	<p>制御基板取り換え修繕において、見積書提出期限が令和元年6月17日、履行日が同月21日となっているにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同月4日となっており、修繕実施後に関係書類を作成していた。</p> <p>今後、このような不適正な契約事務がなされることのないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>契約事務については、適正に事務処理を行うよう徹底した。</p>

ウ 高齢福祉課

監査の結果	<p>契約事務の適正な運用について</p> <p>紙おむつ等給付事業委託において、平成31年4月12日に入札が執行されたものの、契約締結日は令和元年5月1日となっていた。</p> <p>津市契約規則第23条第1項において、落札者は通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとなっていることから、契約事務の適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>契約事務については、適正に事務処理を行うよう徹底した。</p>

エ 健康づくり課

監査の結果	<p>契約事務の適正な運用について</p> <p>美里保健センター廊下室内機プリント基板修繕において、見積書提出期限が令和元年8月26日、履行日が同年9月2日となっているにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同年8月9日となっており、修繕実施後に関係書類を作成していた。</p> <p>美里保健センターGHP1号機燃料電磁弁修繕においても、見積書提出期限が令和元年10月16日、履行日が同月23日となっているにもかかわらず、作業完了報告書の日付は同月8日となっており、これも修繕実施後に関係書類を作成していた。</p> <p>今後、このような不適正な契約事務がなされること</p>
-------	--

	がないよう徹底されたい。
措置の内容	契約事務については、適正に事務処理を行うよう徹底した。

(5) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	<p>契約締結の遅延について</p> <p>プレミアム付商品券発行事業において、長期間にわたり契約を締結せずに、2件の業務が行われていた。</p> <p>1件は、津市プレミアム付商品券に係るシステム構築、運用管理、帳票作成等業務委託で、履行期間は令和元年5月10日から令和2年3月31日までとして、令和2年1月21日に契約を締結し、もう1件は、津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託で、履行期間は令和元年6月3日から令和2年3月31日までとして、令和2年1月9日に契約を締結していた。いずれも、追認期間の規定を設けることにより、履行期間の開始日に遡及して契約の効力を発生させていた。</p> <p>追認期間の規定を設けることにより、履行期間の開始日に遡及して契約の効力を発生させることは可能であるが、地方自治法第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされていることから、お互いが非常に不安定な状況に置かれることになるため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	契約事務については、適正に事務処理を行うよう徹底した。

(6) 農林水産部

ア 農業基盤整備課

(ア) 適正な予算執行及び分担金の減免基準の整備について

監査の結果	<p>片田田中町及び野田地内（以下「両地区」という。）は、津市農林事業分担金等徴収条例に規定される分担金を免除する地区とし、毎年度、市単土地改良事業において、両地区内に用途を限定した施設修繕料予算が計上されている。</p> <p>しかし、平成30年度において、美杉地域内、芸濃地域内など、農地一般事務事業及び農業用施設維持管理事業で予算執行すべき両地区外での7件の修繕について、両地区内で実施したものとし、市単土地改良事業の施設修繕料から支払っていた。また、施工業者が正しい地名を記入していた支払関係書類を、砂消しゴムで両地区名に書き換えているものもあった。</p> <p>当該地域については、受益者がいない、公共性が高いなどの理由から分担金を徴収することができないと判断したとのことであるが、決裁文書も存在せず、減免基準も整備されていない。</p> <p>このような予算執行は、過去から平然と行われていたことも確認した。</p> <p>今後は、減免基準を整備するとともに、必要な予算を計上し、適正な予算執行をされたい。</p>
措置の内容	<p>施設修繕については、適正な事務処理及び予算執行を行うよう徹底した。</p> <p>また、施設修繕について分担金を徴収しない場合は、その都度、決裁行為により事務処理を行うこととした。</p>

(イ) 補助金と施設修繕料を併用した不適正な予算執行について

監査の結果	<p>平成31年3月に実施された大里小野田町地内の農道舗装工事について、地元自治会が市単土地改良事業補助金の交付を受け、アスファルト舗装工事を予定していたが、工事前に地元自治会より舗装区間を延長したいとの要望があった。</p> <p>しかし、単なる舗装区間の延長では補助金の増額変更は認められないことから、交付決定後に路盤改良が</p>
-------	--

	<p>必要であると判明したとの理由を付け、補助金の増額変更決定を行った。要望の延長を満たす工事費には補助金予算が不足していたため、不足する残りの延長分の舗装工事費を、別途、市が同一の施工業者に農地一般事務事業の修繕料から農道舗装修繕を発注したとして、当該業者に対し、一体施工された1つの工事費を分割して支払っていた。</p> <p>補助金の交付決定に当たっては、地元自治会と十分に協議するとともに、不適正な予算執行がなされることのないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>施設修繕については、地元自治会等と十分な協議を行い、施工箇所及び施工範囲を確定し、適正な事務処理及び予算執行を行うよう徹底した。</p>

(ウ) 契約事務の適正な運用について

監査の結果	<p>確認した修繕の契約の全てにおいて、予定価格が定められていなかったため、契約事務の適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、修繕完了の検査については、受注者から提出された写真による確認だけで、現地での検査は一切行われていなかったため、完了検査の方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>施設修繕の契約については、関係法令に基づき予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>また、完了検査については、現地で検査を行い、検査写真を撮影することとした。</p>

(7) 建設部

ア 建設政策課

(ア) 境界立会業務について

監査の結果	<p>平成30年度境界立会業務において、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、7名の調査士が21件の境界立会業務をしたとして、同協会に対し一括して153万7,167円の委託料を</p>
-------	--

	<p>支払った。</p> <p>しかし、2件については、境界立会の実態がないにもかかわらず、31万5,003円を支払っていた。</p> <p>また、1件については、境界立会業務と併せて他の事業ですべき測量業務を実施し、24万6,736円を支払っていた。しかも、履行期間内に作業が完了していないにもかかわらず、履行期間内に完了したように関係書類を作成していた。</p> <p>さらに、1件の境界立会業務については、契約単価に基づく請求額の確認を怠り、961円を過払いしていた。</p> <p>今後、このような不適正な予算執行がなされないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>適正な予算執行と契約事務の処理を行うよう徹底した。</p>

(イ) 業務委託の発注時期について

監査の結果	<p>境界立会業務委託については、職員の時間外勤務の軽減を主な目的として、平成30年度に新たに予算計上されたものであるが、履行期間は平成31年1月1日から同年3月29日までで、業務の目的からすれば実施時期が適切とはいえない。</p> <p>今後、業務委託については、業務の目的、内容に応じ、最も効率的かつ効果的な時期に発注をされたい。</p>
措置の内容	<p>境界立会業務については、所管替えにより令和元年度から用地・地籍調査推進課に移行し体制も充実したことから、当該業務については、業務委託によらず対応している。</p> <p>道路台帳管理等に係る他の業務委託については、業務の目的及び内容に応じ最も効率的かつ効果的な時期に発注できるよう取り組むこととした。</p>

イ 津北工事事務所

監査の結果	<p>予算の適正な執行について</p>
-------	---------------------

	<p>一身田町地内張出歩道撤去修繕について、その内容は、張出歩道を撤去しているものであった。また、大里山室町地内道路修繕については、排水路等の新設であった。</p> <p>これらは、いずれも修繕とはいいい難く、予算の適正な執行を行われたい。</p>
措置の内容	<p>建設部津北工事事務所及び津南工事事務所において、施設修繕料の執行目的について再確認を行い、総務部調達契約課と調整の上、今後の業務において統一を図るため、施設修繕料適用可否に係る一覧表を作成した。</p> <p>今後は、当該一覧表を参考に業務を行い、疑義が生じた場合は、その都度、両工事事務所で協議を行い、考え方に差異が生じないように徹底することとした。</p>

(8) 河芸総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	<p>関係団体への関与について</p> <p>同課内において、津市自治会連合会河芸支部及び津市自主防災協議会河芸支部の預金通帳等を保管しているが、このことは、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう関与の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>津市自治会連合会河芸支部及び津市自主防災協議会河芸支部の預金通帳等の保管について、当該団体において保管することとした。</p>

イ 市民福祉課

監査の結果	<p>行政財産貸付収入の調定及び収入について</p> <p>津市河芸ほほえみセンター敷地の一部貸付の貸付収入について、土地建物貸付収入として計上すべきところを、行政財産使用料として調定及び収入されていた</p>
-------	---

	ことから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	津市河芸ほほえみセンター敷地の一部貸付の貸付収入について、調定変更及び収入更正の手続を行った。

(9) 美杉総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>予算の適正な執行について</p> <p>美杉町奥津地内市有地歩道修繕について、その内容は、雑木の伐採であり修繕とはいいい難く、予算の適正な執行を行われたい。</p>
措置の内容	<p>修繕料の対象となるものについての確認を行うこととし、今後は適正な予算執行を行うよう徹底した。</p>